

高齢者一人ひとりを守るために私たちができること

一緒につくろう！ 高齢者虐待のないまち。



高齢者に対する虐待の増加に伴い、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、「虐待に気づいた人は通報する義務がある」ことを定めています。

私たち一人ひとりが、高齢者虐待について身近な問題として関心をもち、気づいた際に速やかに通報することによって事態の深刻化を防ぐことができます。

高齢者とその家族一人ひとりが安心して生活できるよう考えていきましょう。

高齢者虐待とは

身体的虐待

- 叩く、なぐる、蹴る、つねる
- むりやり食事を口に入れる
- ベッドや車椅子に縛り付ける
- 外出を制限し、外部と接触させない

など

心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 威圧的な態度で接する
- 意図的に無視する
- 失敗を嘲笑する

など

経済的虐待

- 日常生活や介護サービス利用に必要なお金を使わせない
- 本人の了承なしに年金・預金を使う
- 本人の了承なしに土地等の財産を売却する

など

介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

- 食事や水分を十分に与えない
- 居室が暑すぎる・寒すぎる・ゴミの放置・不衛生
- 同居人による高齢者の虐待を放っておく、見て見ぬふりをする
- 必要な医療や介護サービスを受けさせない

など

性的虐待

- 本人の嫌がる性的行為を強要する
- 失禁のバツに下半身を裸で放置する

など

高齢者虐待の背景

高齢者虐待は様々な問題が重なって起こる場合が多く、複雑です。

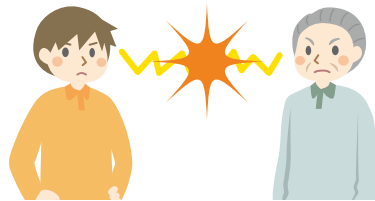
重い介護負担

「重い介護負担」「先の見えない介護」「仕事や家事と介護を両立することの難しさ」などのストレス



高齢者本人と介護者の人間関係

高齢者と介護者のもともとの人間関係の悪さ



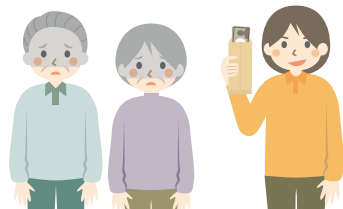
病気や認知症への不十分な理解

認知症による混乱した行動等を理解できず、介護者が厳しく接してしまう



経済的な問題

経済状況が苦しい、または高齢者の年金に依存した生活状態



介護者の心身状態

介護者の体調不良、アルコールへの依存など精神的に不安定な状態



高齢者や 介護者のSOSを キャッチ するために

■ 理解しよう

虐待が起きている理由は様々で、虐待をしている人自身も悩み、追いつめられている場合が多くあります。介護を行なっている家庭について周囲の人が理解しようとする姿勢が大切です。

■ あたたかく見守る

高齢者を介護する家庭を孤立させてしまうことは、良いことではありません。高齢者と介護しているご家族を温かく見守り、声をかけて支えていきましょう。また、虐待の兆候やサインに気づいたときには、郡山市や高齢者あんしんセンターに速やかに通報しましょう。

- ✓ 孤立から守りましょう。日頃のあいさつを！
- ✓ 「どうしましたか？」の一言を！
- ✓ 「あれっ？おかしい」を見逃さない



地域でわかる 虐待の兆候やサイン



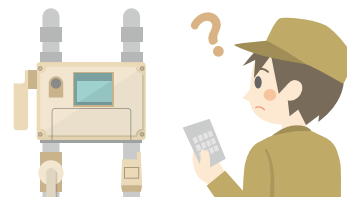
屋外にも怒鳴り声や
うめき声が聞こえる



最近姿を見かけない



近所づきあいをしたがない、
訪問を嫌がる、拒否する



電気メーターが止まって
いる、水道・ガスなどが
止められている



家族と同居しているのに
コンビニなどで頻繁に
弁当を買っている



郵便受けが新聞や郵便物で
いっぱいになっている



天気が悪くても、外にいる
姿がしばしば見られる

専門家に相談する

- 介護をしている方の苦労は大変なものです。一人で抱え込まないようにしましょう。
- 医師やケアマネジャー（居宅介護支援事業所）、高齢者あんしんセンターなど専門家に相談し、アドバイスを求めましょう。



ストレスを上手に発散しましょう

- 無理をせず、介護サービスを積極的に利用し負担を減らしましょう。
- 介護サービス利用等によって、多少のゆとりが持てた際には、自身のリフレッシュを考えることも必要です。リフレッシュしながら、介護者が良い状態で高齢者に向き合えることが大切です。

介護教室参加や家族の会などで学び、交流をもちましょう

- 高齢者の理解を深めたり、病気や認知症などへの正しい関わり・対処方法を学ぶことで、「大変な状態を防ぐ・改善する」手段を知ることができます。
- 介護教室や家族の会などへの参加で、学び、話せる仲間をつくることも有効です。

あれ、虐待かな?と思ったら郡山市地域包括ケア推進課または、高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)に相談しましょう。

高齢者虐待防止法では、「虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村へ通報すること」とされています。また、同時に、通報を受けた市町村職員等には、通報者や届出者を特定する情報について、守秘義務が課せられています。

	地域包括支援センター名	担当地域	電話番号
1	郡山北部高齢者あんしんセンター	桃見台・大島	(024)931-3032
2	郡山中央高齢者あんしんセンター	金透・薫・赤木・芳山	(024)925-5858
3	郡山南部高齢者あんしんセンター	橘・三中・桜・久留米	(024)991-5811
4	郡山西部高齢者あんしんセンター	開成・桑野の一部	(024)923-6221
5	芳賀・小原田高齢者あんしんセンター	芳賀・小原田	(024)941-1121
6	富田高齢者あんしんセンター	富田町・希望ヶ丘・小山田・桑野の一部	(024)935-0522
7	大槻・逢瀬高齢者あんしんセンター	大槻町・逢瀬町	(024)962-3945
8	大成・大槻東高齢者あんしんセンター	大成・大槻東	(024)962-7013
9	安積高齢者あんしんセンター	安積町	(024)946-9088
10	三穂田高齢者あんしんセンター	三穂田町	(024)946-1527
11	片平・喜久田高齢者あんしんセンター	片平町・喜久田町	(024)962-0354
12	日和田・西田高齢者あんしんセンター	日和田町・西田町	(024)958-6878
13	富久山高齢者あんしんセンター	富久山町	(024)934-5340
14	湖南地区高齢者あんしんセンター	湖南町	(024)992-0291
15	熱海高齢者あんしんセンター	熱海町	(024)984-6868
16	田村高齢者あんしんセンター	田村町	(024)955-4013
17	郡山東部・中田高齢者あんしんセンター	東部・中田町・緑ヶ丘	(024)956-8200

セルフ・ネグレクト(自己放任)や消費者被害についても、気づいたらご連絡ください。

※セルフ・ネグレクトとは、自分自身の世話を放棄・放任し、周囲の助けを拒む状態です。

※消費者被害については、郡山市消費生活センターへご相談ください。[相談電話] 024-921-0333 (相談受付時間 平日8:30~17:00)



郡山市イメージキャラクター「がくとくん」と「おんぶちゃん」

郡山市地域包括ケア推進課 ☎(024)924-3561

発行 R6年8月



この印刷物は、環境にやさしいFSC® 認証紙と植物油インキを使用しています。